

青森県報

第三千三百二十七号

平成二十二年
十二月十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞……………(建 築 住 宅 課) …… 二
- 選挙管理委員会……………
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) …… 二
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) …… 三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) …… 三
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) …… 三
- 公安委員会……………
- 犯罪被害者等早期援助団体の名称の変更……………(教 養 課) …… 四

告 示

示

青森県告示第八百三十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社和	〇 十和田市東二十番町二八の四	訪問介護	ヘルパーステーション	〇 十和田市東二十番町二八の四	平成三・二・五	
株式会社トヨタカポ	青森市大字野木字野尻六一の四	福祉用具貸与	トヨタカポ株式会社介護相談室柏店	つがる市柏鷲坂清留二五	三・二・六	
株式会社トヨタカポ	青森市大字野木字野尻六一の四	特定福祉用具販売	トヨタカポ株式会社介護相談室柏店	つがる市柏鷲坂清留二五	三・二・六	
株式会社トヨタカポ	青森市大字野木字野尻六一の四	短期入所生活介護	トヨタカポ株式会社介護相談室柏店	つがる市柏鷲坂清留二五	三・二・六	
株式会社和	〇 十和田市東二十番町二八の四	訪問介護	ヘルパーステーション	〇 十和田市東二十番町二八の四	平成三・二・五	

青森県告示第八百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社和	〇 十和田市東二十番町二八の四	訪問介護	ヘルパーステーション	〇 十和田市東二十番町二八の四	平成三・二・五	

株式会社トヨタカポ ラ青森株 式会社	青森市大字野木 字野尻六一の四	介護予防 福祉用具 貸与	トヨタカポ ラ青森株 式会社 用具相 談室柏店	つがる市柏鷲坂 清留二五	三・二・二六
株式会社トヨタカポ ラ青森株 式会社	青森市大字野木 字野尻六一の四	特定介護 予防福祉 用具販売	トヨタカポ ラ青森株 式会社 用具相 談室柏店	つがる市柏鷲坂 清留二五	三・二・二六
株式会社トヨタカポ ラ青森株 式会社	青森市大字野木 字野尻六一の四	介護予防 福祉用具 貸与	トヨタカポ ラ青森株 式会社 用具相 談室柏店	つがる市柏鷲坂 清留二五	三・二・二六
株式会社トヨタカポ ラ青森株 式会社	青森市大字野木 字野尻六一の四	特定介護 予防福祉 用具販売	トヨタカポ ラ青森株 式会社 用具相 談室柏店	つがる市柏鷲坂 清留二五	三・二・二六

青森県告示第八百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 上北郡七戸町字笹田三四の五 建築工房クーム有限公司	聴聞期日 平成二十二年十二月二十日 午前十一時	聴聞場所 青森市長島一丁目一の一 青森県庁南棟八階A会議室
---	-------------------------------	-------------------------------------

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年月日
白戸勝茂後援会	松橋 伊佐美	木村 幸子	つがる市豊富町屏風山一の一三八	平成三・二・一
青森全英会	鈴木 真一	立花 幹陽	八戸市大字市川町三 字稲荷後六六の三八二	三・二・三
伊藤良二後援会	伊藤 良二	伊藤 花江	つがる市木造照日一四の二	三・二・六
一の会	一戸 善正	清野 昌一郎	青森市浪岡大字五本松字平野一四四の四	三・二・九
一戸善止後援会	福士 銀一	一戸 昭憲	青森市浪岡大字五本松字平野一四四の四	三・二・三
成田昭司後援会	葛西 林平	葛西 林平	つがる市柏桑野木田福井七七の二	三・二・三
鶴賀谷貴後援会	前田 清	前田 清	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬八の四	三・二・四
ふじみらい会	鶴賀谷 貴	鶴賀谷 貴	南津軽郡藤崎町大字西豊田三の三の一四	三・二・四

田端妙子後援会	田端 妙子	田端 徹	八戸市小中野四の五の六	三・二・二五
---------	-------	------	-------------	--------

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新		旧		届 月 日 出
		代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	
桜田博幸後援会		新山 忠男	櫻田 雅之	高屋 健一	桜田 美代治	平成 三・二・四
日本薬業政治連盟青森県支部		青森市問屋町二の一の三〇	高橋 則夫	塩田 亨	久保 安広	三・二・四
山田和宗後援会		五所川原市字鎌谷町一四の三	濱田 健司	原田 市太郎	伊藤 秀司	三・二・五
堰野端のりお後援会		五所川原市大字広田字柳沼六〇の二	梅田 英行	伊藤 秀司	伊藤 秀司	三・二・九

新谷泰造後援会	政治団体の名称	新谷泰造後援会	新谷泰造後援会	三・二・二七
---------	---------	---------	---------	--------

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県参議院選挙区第1総支部	平成三・九・三〇	平成三・二・二四

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
伊藤良二後援会	平成三・二・一八	平成三・二・一八

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 称	代 表 名 者	主たる事務所の 在 在 地	届 出 年 月 日
一戸 善正 (県議会議員)	一の会	一戸 善正	青森市浪岡大字五 本松字平野一四四 の四	平成 三・二・二九
鶴賀谷 貴 (県議会議員)	ふじみらい会	鶴賀谷 貴	南津軽郡藤崎町大 字西豊田三の三の 一四	三・二・二四
田端 妙子 (八戸市議会議員)	田端妙子後援会	田端 妙子	八戸市小中野四の 五の六	三・二・二五

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五百八十一号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）
第三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である社団法人あおもり被害
者支援センターから次のとおり名称の変更について届出があったので、同条第三項の
規定により公示する。

平成二十二年十二月十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 名称の変更

変更前 社団法人あおもり被害者支援センター

変更後 公益社団法人あおもり被害者支援センター

二 変更年月日

平成二十二年十月二十日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭